

令和7年度 第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会議事録

○日 時 令和7年8月27日（水） 13：30～14：20

○場 所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎3階 予防課東会議室

○出席者 協議会委員：15名

赤尾禎司会長、藤田清純委員、渡部光男委員、谷口政賀津委員、
川田卓哉委員、松本真一委員、窪仁志委員（代理）、
石川英治委員、近藤啓次委員、塩見浩二委員、田坂亮司委員、
田坂重只委員、大山由美委員、矢野英司委員、松浦和仁委員

（欠席）5名

矢野英敏委員、宮前港委員、砂田篤志委員、山本悟史委員、
山本美恵子委員

・事務局：石川課長、新元副課長、岡田副課長

・傍聴者：0名

○会議次第

1 開 会

2 協議事項

（1）川西地区デマンドタクシーの運行について

3 閉 会

【会長】

本日の協議事項は、「川西地区デマンドタクシーの運行について」でございます。事務局から議題の内容説明をお願いします。

【事務局】

「川西地区デマンドタクシーの運行について」説明いたします。

資料の３ページをご覧ください。今回ご協議いただきたい事項は、今年度が実証運行の最終年度となっております川西地区デマンドタクシーの運行を継続するか否かについてと、事業を継続する場合の条件について、ご協議いただきたいと考えております。

資料５ページをご覧ください。右上に記載のとおり、令和６年度の路線バスの乗客数は、延べ２９万人余りで、単純計算で、１日の乗客は８００人程という計算になります。このように現状は、高齢者をはじめとして一定の方の移動手段として利用されているバスですが、今後は、路線の減少や減便により、路線バスを利用できなくなる人が増加することや、運転免許証を返納する年齢が年々上がっており、免許返納した時にはバス停まで歩くことが困難であるという人の増加が見込まれます。このような状況を背景とし、今後、デマンドタクシーを利用したいという需要は高まると考えられます。

資料７ページをご覧ください。デマンドタクシーの制度概要について説明いたします。デマンドタクシーは、事前登録した利用者が電話で予約をすれば、タクシー車両が自宅やお出かけ先まで迎えに行き、同じ時刻の便で予約した方と乗り合いで送迎するサービスです。事業の運営主体は「新居浜市地域公共交通活性化協議会」で、「新居地区旅客自動車協同組合」に委託して実施しております。２０１４年１０月から上部地区と川東地区で本格運行を開始し、２０２３年３月からは、川西地区でも実証運行を行っており、今年度が実証運行の最終年度となっています。

資料８ページをご覧ください。左側の図のとおり、運行エリアを４つに分けて、それぞれの運行エリア内で担当のタクシー事業者が運行を行っております。右側の表をご覧ください。利用対象者は、バス停から直線距離で３００ｍ圏外にお住まいの方を基本とし、身体の状態などでバスの利用が難しいと申し出された方は、バス停までの距離にかかわらずご利用いただいております。運行便は、朝９：００発の１便から１時間ごとに１６：００発の８便まで運行しています。利用料金は、１回の乗車につき 大人５００円で、身体障がい者手帳等や運転経歴証明書を提示いただいた方については、半額の２５０円となる割引制度があり、利用者全体の約７７％の方が、半額割引を受けて利用されています。運行に使用している車両は、タクシー事業者が所有している乗客定員４名の車両で、川西地区は終日１台で、その他の地区は、９時から１４時の便は２台、１５時以降の２便は、１台で運行しております。乗り降りができる場所としては、利用者のご自宅以外に、交通結節点、医療・福祉施設、金融機関、商業施設、保育・教育施設、公共施設となっております。ただし、川西地区は、医療機関は総合病院のみ、商業施設も限定されたスーパーやドラッグストアのみとなっているなど、他地区と比べて行先を限定して運行を行っております。

資料９ページをご覧ください。運行費用についてです。上段が本格運行を行っている３エリア分の令和６年度の業務委託料の積算です。運行したタクシー１台あたり３,６６０円を基本単価として、運行した台数を掛けたものが運行費用となります。そこから利用料金と国庫補助金を差し引いた２,３８４万円が３地区の業務委託料となります。下段は、川西地区の委託料の積算です。令和６年７月までは、１日当たりで単価を設定しており、平日は２６,２４０円、土曜日は１３,１２０円で運行費用を算定しておりました。８月からは、他地区と同

様に運行したタクシー 1 台当たり 3,660 円で算定しております。川西地区は実証運行中のため国の補助対象となりませんので、運行費用から利用料金を差し引いた 476 万円を委託料として、地域公共交通活性化協議会から新居地区旅客自動車協同組合に支払いしています。市は、業務委託料と協議会事務費の合計から預金利息を差し引いた 2,890 万円を負担金として協議会へ支出しています。

資料 1 1 ページをご覧ください。川西地区デマンドタクシーの利用状況についてです。右側のグラフが、川西地区の利用状況です。棒で表しているのが月ごとの延べ利用者数で、折れ線がタクシーの稼働率を表しています。稼働率は、1 日 8 便のうち何便運行したかの率を表しています。令和 6 年度中の稼働率は、58.1%で、利用者数は、2,102 人でした。

資料 1 2 ページをご覧ください。こちらは、各エリアの利用者数と事前登録者数を表した表になります。川西地区デマンドタクシーでは、令和 6 年 9 月末の事前登録者は 300 人で、実際に利用された人数は 91 人でした。川西地区以外の地域は、制度開始から年数が経っていることや、バス停から 300m 以上離れている利用対象者が多いため、各地区とも登録者は川西地区の約 3 倍、実利用者数は約 2 倍となっています。今年度から川西地区のコールセンターが廃止され、予約締め切り時間も、以前の 30 分前から 1 時間前に変更し、利用しやすい条件となったことに苦情をいただいております。

資料 1 3 ページをご覧ください。川西地区でデマンドタクシーを利用された方の目的地別の集計表です。お出かけ先から自宅へ戻られる方の利用が 39%、医療機関へ行かれる方の利用が 36%、その他、商業施設等へ行かれる方の利用が 25%となっており、「住友別子病院」への行き帰りに使われている方が最も多いという状況になっております。

資料 1 5 ページをご覧ください。川西地区デマンドタクシー事業の経緯について説明します。運行を始めた令和 5 年度と 6 年度については、日新タクシー、近鉄タクシー、駅前タクシー、あかがねタクシーの 4 社が月替わりの輪番制で運行しておりました。利用の予約は、アプリ又はコールセンターへの専用の電話で行い、AI オンデマンド配車システムを利用してコールセンターからタクシー車両へ直接配車指示を行っていました。しかし、予約受付と配車指示事業の委託料に 1,200 万円要するのに対し、アプリでの予約が 5%しか利用がなかったため、令和 7 年度からは、コールセンターと配車システムの委託業務を廃止しました。

資料 1 6 ページをご覧ください。コールセンターと配車システムの委託廃止に伴い、事業の受託者である「新居地区旅客自動車協同組合」に対し、他地区と同様に運行事業者で予約受付と配車を行う運行を依頼いたしましたが、協議が整わず、代表理事と再協議した結果、令和 7 年 4 月から当面の間は、日新タクシーが 1 社で運行を行うこととし、予約受付は市役所にて地域交通課職員が行い、令和 8 年度以降の本格運行については、どのような条件で行うかを含めて協議を継続していくこととなり、現在に至っています。

資料 1 7 ページをご覧ください。川西地区と他の 3 地区との制度の違いをまとめています。一つ目は、川西地区は、他地区に比べ乗り降りできる場所が限定されている点です。二つ目は、予約受付締め切り時刻の違いです。川西地区は、予約便の 1 時間前までで予約を締め切っていますが、他の地区は、30 分前の締め切りとなっています。三点目は、予約受付先の違いです。川西地区は市役所で予約受付を行っていますが、他の地区は、タクシー会社が受付を行っています。

資料 1 9 ページをご覧ください。現在、川西地区と他の 3 地区については、制度内容が違う状況となっていますが、新居浜市の希望する方向性としましては、現状の利用状況と

今後のデマンド交通の需要を勘案し、次年度以降も運行継続を希望いたします。また、川西地区についても他の地区と同様に、タクシー事業者1社が運行し、予約受付も事業者、締め切り時間も30分前、行き先も限定しない方法で将来的に実施できることを希望いたします。

資料の説明は以上となりますが、川西地区のデマンドタクシーを次年度からも継続運行するには、運行を担うタクシー事業者が、年内を目途に国土交通大臣への運行許可申請を行っていただく必要がございます。その準備期間を考慮しますと、本日の協議会において、川西地区のデマンドタクシーの運行継続について概ねの方針を決定したいと考えておりますので、ご協議よろしくをお願いいたします。

【会長】

今年度で3年間の実証運行の期間が終了する川西地区のデマンドタクシー事業について、市の方針としては、次年度以降も本格運行として継続実施したい、との説明がありました。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等、どなたかご発言いただける方はいらっしゃいませんか。

【委員】

利用料の割引制度について、免許返納された方の利用割合はどのくらいでしょうか。

【事務局】

利用者全体の約77%が半額割引で利用されており、その内の7割くらいが免許返納者割引となっていますので、全体の約半数の方が免許返納者割引で利用されていると思います。

【委員】

この事業の業務委託料を利用件数で割ると、1人が1回利用するのに2,000円以上税金が使われているという計算となり、高いと感じています。市はこの事業にそこまでお金をかけて大丈夫かなと思っております。ただ、川西地区デマンドタクシーの継続については、私も10年後、20年後に車を運転できなくなることを考えると、必要な制度だとは思っております。

【委員】

免許返納したり、バスの便の悪いところに住まわれている高齢者などは、困っている方もいますが、高齢の年代の方は、タクシーは贅沢なような気がして使わないという方が多いのではないかと感じています。この事業の必要性についても、利用割合からみて、逼迫性がないような気もしております。

【委員】

川西地区は、今は様々な商業施設が近くにあるためいいですが、人口減少や高齢化のことを考えますと、将来的には個人商店の閉店などで遠くへ行かなくてはならないという状況が増えるかもしれないと思います。制度を一度やめてしまったら、なかなか再開するのは難しいと思いますので、先ほど税金の話も出ましたが、できるのならば、継続したらよいと思います。

【委員】

コールセンターや配車システムの廃止に伴い事業者と協議を行い、市が提示した条件では協議が整わなかったという説明がありましたが、どういった状況でこの協議が不調に終わり、今後、折り合える見込みがあるのかどうかをご説明いただきたいと思います。

【事務局】

川西地区は、他の地区と違い4社の輪番制で運行していただいておりますので、会社によりそれぞれのご意見がございました。例えば、委託料の変更ですとか、コールセンター廃止による受付業務の負担が新たに生じることなど、それぞれの会社のご事情により、市が提示した条件では継続するのは難しいということになりました。そのような中、現在は、とりあえず市が予約受付を行い、様子を見ながら実証運行を続けているという形になっております。今後につきましては、もし事業継続していただけるということになれば、希望としましては、他の地区と同じような形で、予約受付も含めた運行を行っていただきたいという希望がございます。

【委員】

もしその協議がうまくいけば、川西地区の利便性が大幅に向上し、利用されるお客様が増えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

川西地区の利用者数は、令和6年度が2,102人ですが、令和5年度が1,100人台でしたので、一年間で千人くらい増えている状況です。そのため、利用できることをご理解いただいたら、一定の利用者数があるのではないかと考えております。現状は、コールセンターを廃止したり、予約時間を変更したことで利便性が低下し、苦情をいただいたりしておりますが、もしこれが他地区と同じような形となると、利用は増えると思っております。

【委員】

今はデマンドタクシーの協議をしていますが、乗り合いバスがない市はすごく寂しいと思います。乗り合いバスの補助的にデマンドタクシーがあるというイメージをもっているんですが、いかがでしょうか。

【事務局】

地域公共交通計画の中では、基幹交通を路線バスとして、バス停までの距離が遠い地区を埋める手段として、補完的な位置づけでデマンドタクシーを運行しています。路線バスにつきましては、令和6年度の利用者は29万人を超えており、コロナ禍からの回復傾向にあります。運転手の確保に苦戦しているという現状もありますので、バスについても頑張ってくださいながら、デマンドタクシーもバスを補完する手段として必要であると考えております。

【委員】

事務局の説明の中で、「運転免許証を返納する年齢が上がり、バス停まで歩くことが困難な人が増加するため、デマンドタクシーの需要が高まる」という部分がありましたが、分かりにくかったので、その辺をご説明いただけませんか。

【事務局】

運転免許証を返納するために警察の窓口へ行かれ、そこでデマンドタクシーの制度を知って市役所にいらっしゃる方がたくさんおられますが、皆さん大変高齢で、杖を突きながら来られたり、中には90歳を超えている方もいらっしゃいます。また、バス停まで歩くのが困難で、バスのステップを上がるのも難しいという方が増えております。そういう状況を見ますと、自宅まで来てくれるデマンドタクシーの需要は高まると考えております。

【委員】

先ほど事務局から説明があったように、免許返納をしたが、もうバス停まで歩くこともままならない、バス停に行けたとしても、ワンステップやノンステップバスの一段も上がれないという方が増えておりますので、デマンドタクシーのような制度は、これから必要だと思います。川西地区のデマンドタクシーのおかげでバスの利用者が減ったかという点、バスは半年ごとのダイヤ改正のたびに減便を繰り返しており、特段、目に見えて影響はないと感じております。

【委員】

市も財政状況が厳しい中、デマンドタクシー制度にお金を出していると思いますが、利用者は高齢者が多いので、この制度はただの交通手段というよりも、福祉的な意味合いが非常に大きい制度であるということを市民や行政を含めて理解していただければいいと思います。また、別の方も言われたように、一度制度を止めてしまうと再開はなかなか難しいと思いますので、せっかく作った制度で、一年間で利用者が倍に増えたということもありますので、できるなら継続していけばいいと思います。また、川西地区は他の地区と比べてまだ利用登録者も少ないので、公民館の活用も含めて、住民の方に利用してもらうような広報を積極的にすべきであると思います。

【委員】

制度開始から10年以上になり、その間、物価はかなり上がってますし、利用はこれからも増えてくると思いますので、市の負担も当然、ますます増えると思います。半額の料金割引制度を含め、料金等の全体的な見直しを検討すべき時期が来ていると思います。料金の見直しに合わせ、利便性の向上を図ることを合わせて検討していけばよいと思います。

【事務局】

本日の協議は、川西地区の事業継続について協議していただいておりますが、利用料については、見直すべき時期が来ていると認識しておりますので、別の回の議題とさせていただきます、改めて協議させていただけたらと思いますので、その際にはよろしく願いいたします。

【委員】

デマンドタクシーでの行先を見ますと、やはり病院への行き来にたくさん利用されています。川西地区においても利用があると思いますので、ぜひ事業継続をお願いしたいと思います。ただ、利用料を上げることも当然かなと思いますが、その際には、利便性を向上させることもセットにしていけば、利用者の理解を得やすいかと思いますので、そのあたりもぜひよろしく願いいたします。

【会長】

皆さんのご意見では、事業継続という意見が多い状況ですが、事業を受託いただいております新居地区旅客自動車協同組合からのご意見をいただけますでしょうか。

【委員】

先ほど市の負担金の話がありましたが、現状でも一人当たり 2,000 円以上税金を投入しており、本格運行になって国庫補助金が入ったとしても、今後、利用が増えていくと市の負担もかなり増えると想定しますが、市はどこまで負担する考えがあるのでしょうか。

利用料金につきましても、前回の協議会の中で、免許返納者への割引制度を再検討し、適正な受益者負担を求めるべきであるというご発言があったと記憶していますが、そうすると、お客様の利便性はどうなるのかということも考えなければいけませんし、難しい問題だと思っております。

川西地区のデマンドタクシーにつきましては、制度開始前から川西地区でデマンドタクシーはやるべきでないというのが我々業界としての一貫した考えでありましたが、市から、これから年を取っていかれる方々のために川西地区でも実施したいという要望がありました。市との協議の中で、組合としては、難しいですからやめておいたらどうですか、とも申し上げましたが、実証実験で実施できないかという話があり、4 事業者が、それなら実証実験の間だけでもやってみようか、ということでやってきました。その時の条件は、予約受付はコールセンターが行い、配車はコールセンターからダイレクトに運転手のタブレットに連絡をするということで、事務的にも非常に楽だし、デジタルを活用するということで、いい制度だなと思っていましたが、先ほどの説明にもありました通り、費用が 1,200 万円かかるのに対し、利用が少ないということでコールセンターと配車システムが廃止となり、そのしわ寄せを 4 事業者でやるのか、ということになりますと、事務員を雇ってカバーすることはできないということで 3 業者は降りたいということとなり、自治体として立ち上げた事業ですので、実証実験だけでも継続しなければという思いで、今 1 社でやっている状況でございます。

今日の会議の結果を協会に持ち帰り、こういった状況を踏まえて、いろいろ検討させていただこうと思っているところでございます。

【会長】

それでは、当協議会としては、事業継続していただきたいという気持ちがありますが、それを組合へ持ち帰っていただいて検討いただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

では、組合の方での協議をよろしくお願いいたします。

その他、事務局から何かありますか。

【事務局】

川西地区デマンドタクシーの協議について、今後のスケジュール予定をお伝えさせていただければと思います。川西地区のデマンドタクシーを次年度以降も本格運行するためには、年内を目途に、運行事業者が国土交通大臣への運行許可申請を行う必要があります。また、運行を今年度で終了する場合にも、あらかじめ皆さんにお知らせする期間が必要となります。そのため、次年度以降継続するか否かの結論は、遅くても 11 月末までには決定する必要があると考えております。ですので、まずは、本日の会議結果を基に新居地区

旅客自動車協同組合で協議いただきまして、その結果が、条件次第で継続できるということになれば、市と組合で継続運行に向けた条件協議を行わせていただければと思います。いずれの結果になるといたしましても、11月末までには第3回の協議会を開催し、その中で、次年度以降の運行についての最終決定をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

【会長】

今回の会議につきましては、11月末までに開催予定ということで、よろしくお願いいたします。

本日本日予定しておりました議題についての協議は以上となりますが、委員の皆様から、他に何かご発言はありませんか。特になければ、本日の会議を終了いたします。本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。